

☆離職した介護人材の再就職準備金貸付申請等の手続き

◇申請から貸付までの流れ



◎申請者

※貸付要件を全て満たすもの

①愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター等に求職登録等をおこなう
(登録⇒住所・氏名等登録し求職票を提出する。)

②介護事業所又は施設へ再就職内定(決定)

③貸付の申請をおこなう
福祉人材センターに所定の申請書類を提出する
(連帯保証人の印鑑証明、従事期間の証明書類が必要です。)

④介護事業所又は施設へ再就職
指定業務従事届を福祉人材センターに提出する

貸付決定通知が福祉人材センターより申請者に送付されます

⑤誓約書の提出
※決定通知着後15日以内に福祉人材センターへ提出

申請者の口座へ再就職準備金の貸付(振込)がされます

⑤修学資金等借用証明書提出
※貸付を受けた日から15日以内に福祉人材センターへ提出ください

⑥指定業務従事届の提出(毎年4月1日～4月15日までに提出)

⑦当然免除申請書
(介護職員等として2年間引き続き従事後に申請)

**当然免除について福祉人材センターより通知が送付されます
(修学資金等借用証書を返却いたします)**

※当然免除要件の2年間の介護職等への従事ができなかった場合、返還となります。
住所・氏名の変更や、勤務先を退職又は病気等で従事できない時など各種届出が必要です。

詳細は、愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター 介護福祉士等貸付担当までお問合せください。

介護福祉士等貸付担当 電話 (052)212-5516

求職登録は無料職業紹介所 電話 (052)212-5519